

千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例

平成十九年七月十日

条例第三十三号

改正 平成二〇年 三月二十八日条例第
一〇号

千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、硫酸ピッチが人の健康、生活環境及び自然環境に係る重大な被害を生ずるおそれのある性状を有する物質であること並びに財産上の不正な利益を図る目的で生成された硫酸ピッチが不適正に処理されている状況にあることにかんがみ、硫酸ピッチの生成を禁止することにより、良好な生活環境及び自然環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「硫酸ピッチ」とは、硫酸と炭化水素油との混合物のうち、固形状又は液状のものであって、著しい腐食性を有するものとして規則で定める基準に適合するものをいう。

(生成の禁止)

第三条 何人も、自己又は他人の財産上の不正な利益を図る目的で、硫酸ピッチを生成させてはならない。

(中止命令)

第四条 知事は、前条の規定に違反して硫酸ピッチを生成させている者又は生成させた者に対し、硫酸ピッチの生成の中止を命ずることができる。

(報告の徴収)

第五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、硫酸ピッチ又は硫酸ピッチであることの疑いのある物(以下「硫酸ピッチ等」という。)を生成させている者又は生成させた者に対し、硫酸ピッチ等の生成に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、硫酸ピッチ等を生成させている者又は生成させた者の事務所、事業場、倉庫その他の場所に立ち入り、硫酸ピッチ等の生成に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において硫酸ピッチ等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(倉庫等の管理者の努力義務)

第七条 倉庫、資材置場その他の硫酸ピッチの生成のために使用されるおそれがある土地又は建物の管理者は、当該土地又は建物が硫酸ピッチの生成のために使用されないよう当該土地又は建物の適正な管理に努めなければならない。

(適用除外)

第八条 この条例は、千葉市、船橋市及び柏市の区域においては、適用しない。

一部改正〔平成二〇年条例一〇号〕

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十条 第四条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第六条第一項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成十九年九月一日から施行する。

附 則(平成二十年三月二十八日条例第十号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

5 柏市の区域におけるこの条例の施行前にした行為及び前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。